

計画素案からの修正箇所一覧

該当箇所	計画案（修正後）	計画素案（修正前）
目次	6. 都市機能増進施設（誘導施設）の設定	6. 都市機能誘導施設の設定
全体	誘導施設	都市機能誘導施設
目次 後段	<p>【西暦と和暦の表記について】</p> <p>元号は、平成 31 年 5 月 1 日に改元することが決定しており、本計画における西暦と和暦の表記については、西暦を基本にしつつ、現在の元号が用いられる平成 31 年 4 月 30 日までの事項は括弧書きで和暦を表記し、以降については西暦のみの表記とします。</p>	(記載無し)
1 頁 1.1 1 段落目	<p>本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て人口が急増し、高度経済成長期以降も一貫して増加を続けましたが、2003 年（平成 15 年）に減少に転じました。2005 年（平成 17 年）に河辺町・雄和町と合併し 33 万人に達しましたが、その後も減少が続くと予想されています。年齢構成では、65 歳以上の老年人口は、平均寿命の延伸や 15～64 歳の生産年齢人口が順次老年期に入ることから、当面は増加傾向が継続していくと予想されています。</p>	<p>本市は、2005 年（平成 17 年）に河辺町、雄和町と合併し、人口は 333,109 人に達しましたが、2003 年（平成 15 年）から減少に転じ、今後もその傾向は継続すると予想されています。年齢構成では、65 歳以上の老年人口は、平均寿命の延伸や 15～64 歳の生産年齢人口が順次老年期に入ることから、当面は増加傾向が継続していくと予想されています。</p>

該当箇所	計画案（修正後）	計画素案（修正前）
<p>5 頁 1.2.1 1～3 段落目</p>	<p><u>立地適正化計画は、都市のコンパクト化に向けた都市再生特別措置法の計画制度で、一定の人口密度に支えられた生活サービス機能の維持や、インフラ費用の抑制等による持続可能な都市経営の実現を図るため、居住機能や医療・福祉、商業、子育てなどの都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとされています。</u></p> <p><u>本計画は、同法で定める計画としての位置付けとともに、「新・県都『あきた』成長プラン（第13次秋田市総合計画）」を上位計画とし、また、「第6次秋田市総合都市計画（都市計画マスタープラン）」の一部を担う計画として、それぞれの計画に掲げる多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を図るための実施計画となるものです。</u></p> <p><u>本計画の目標年次は、本市の都市計画の基本的な方針を示す秋田市総合都市計画の一部となることから、同計画の計画期間との整合性を勘案し、おおむね20年後の2040年とします。</u></p>	<p>立地適正化計画は、「新・県都『あきた』成長プラン」および「第6次秋田市総合都市計画」に掲げる、多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を図るための実施計画となるものです。</p> <p>多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地の形成は、長期的な方針のもと、計画的に進めていくこととします。そのため、本計画の目標年次はおおむね20年後の2040年（平成52年）とします。</p>
<p>7 頁 2.1 解決すべき課題欄</p>	<p><u>人口減少が進行する中であっても、生活に必要なサービス施設や機能が確保されるよう、交通結節機能とともに拠点性の高い鉄道駅周辺や、一定の都市機能が集積する地区周辺において人口密度を維持していく必要があります。</u></p>	<p>今後とも継続が見込まれる人口減少・高齢化に対応し、交通結節機能とともに拠点性の高い鉄道駅周辺を中心として人口密度の維持を図る必要があります。</p> <p>また、各地域の有する機能・位置付けを踏まえ、拠点性の維持を図る必要があります。</p>

該当箇所	計画案（修正後）	計画素案（修正前）
14 頁 2.2 解決すべき課題欄	<p><u>人口減少に伴い、市全域で生活サービス機能が低下しないよう、拠点となるべき都心・中心市街地や地域中心においては、生活サービス機能を維持していく必要があります。</u></p> <p><u>また、都心・中心市街地や地域中心における拠点形成に際しては、地域特性を見極めながら、公共交通と連携した拠点相互の機能補完も視野に入れて施設の立地誘導を進めていく必要があります。</u></p>	<p>人口減少にともなう各施設の利用圏内人口の低下を抑制し、拠点性の高い地域を中心とし、生活サービスレベルの維持を図る必要があります。</p> <p>また、公共交通と連携し、拠点間相互の機能補完など、生活サービス施設を利用しやすい環境づくりを進める必要があります。</p>
29 頁 3 章 1 段落目	<p><u>立地の適正化に関する基本的な方針では、本市の現状と将来見通しを踏まえた課題への対応とともに、第6次秋田市総合都市計画に掲げる都心・中心市街地と6つの地域中心を核とした多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を念頭に、「まちづくりの理念」「取組みの方向」「計画の目標」を設定します。</u></p>	<p>本市の現状と将来見通しを踏まえた課題に対応し、多核集約型の都市構造によるコンパクトな市街地形成を進めていくため、立地の適正化に関する基本的な方針を設定しました。</p> <p>立地の適正化に関する基本的な方針は、以下に示す内容で構成されています。</p>
32 頁 3.2 行政運営 3 項目目	<p><u>➤上下水道等の供給処理施設は、コンパクトな市街地形成と連動した適正規模への更新等により経営コストの適正化・健全化を目指す</u></p>	<p>➤コンパクトな市街地形成を念頭におきつつ、上下水道等の供給処理施設は、適正規模への更新等により経営コストの適正化・健全化を目指す</p>
34 頁 4.1 タイトル	<p><u>4.1 将来都市構造の基本的な考え方と実現に向けた施策展開</u></p>	<p>4.1 将来都市構造の基本的な考え方</p>

該当箇所	計画案（修正後）	計画素案（修正前）
<p>34 頁 4.1 1～4 段落目</p>	<p><u>都市構造は、都市を形成する上で骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成を表現したものです。</u></p> <p><u>本計画の上位計画とする「第6次秋田市総合都市計画」では、将来都市構造として、面的な土地利用を誘導する「ゾーン」、各地域の中心となる「都心・中心市街地」や「地域中心」、骨格的な構造を形成する「道路網」で構成し、これらによって多核集約型都市構造を目指すこととしています。特に、「都心・中心市街地」や「地域中心」については、集約型都市構造の核となる拠点地域として、各地域の都市活動や日常生活に関する拠点性の向上を目指すこととしています。</u></p> <p><u>本計画では、第6次秋田市総合都市計画の将来都市構造に位置付けた「都心・中心市街地」や「地域中心」の形成と「居住」のあり方を中心に、これまでの分析で明らかになった課題（7地域の拠点間での生活サービス機能の差や路線バスの運行頻度の差の顕在化等）を踏まえ、新たに拠点間の機能連携といった視点を加えた将来都市構造を示します。</u></p> <p><u>また、将来都市構造の構築においては、本計画の「都市機能・居住の各誘導区域の設定や誘導施策の展開」のほか、「用途地域や地区計画等による既存の都市計画制度等の活用」、「公共交通網の整備や利便性の向上に向けた公共交通施策の展開」、「多様な分野での生活サービス施設や居住誘導に資する施策」を重ね合わせて取組むこととします。</u></p>	<p>本市は、都市形成の変遷から市内を7地域に分け、「市民協働」「都市内地域分権」を進めていくための拠点として、平成21年より順次、各地域に、市民サービスセンターを開設しました。</p> <p>また、各地域の人口集積状況や主要な公共施設の分布状況等から、第6次秋田市総合都市計画において1つの「都心・中心市街地」と6つの「地域中心」を、市内7地域の拠点地域として位置付けています。</p> <p>7地域の各拠点間で生活サービス（施設数、路線バスの運行頻度等）の差が顕在化しており、将来の人口分布状況を勘案すると、各拠点の機能維持・増進に加え、拠点間の連携を一層強めていく必要があります。</p> <p>立地適正化計画では、本市の抱える課題に対し、各拠点の特性や施策の実現性を踏まえ、立地適正化計画制度である「居住・都市機能の各誘導区域の設定・誘導施策の展開」のほか、用途地域や地区計画等の「既存の都市計画制度等の活用」や「公共交通の再編」など、適切な対応策を位置付けていきます。</p>

該当箇所	計画案（修正後）	計画素案（修正前）
<p>36 頁 4. 2 1～3 段落目</p>	<p><u>本計画で示す都市構造は、前記「2 秋田市の現状と将来見通しを踏まえた課題」および「4.1 将来都市構造の基本的な考え方と実現に向けた施策展開」とともに、各地域の拠点やその周辺等の位置特性を勘案し、本市7地域が連携した将来都市構造を目指します。</u></p> <p><u>各地域の拠点については、高次都市機能が集積している中央地区を高次・広域拠点と位置付け、高次都市機能や居住機能の維持・増進を図るとともに、各地域からの利用に資するよう連携軸を配置します。東部・西部・南部・北部の各地域は、生活拠点に位置付け、現在の生活サービス機能や居住機能の維持・増進を図り、それぞれが自立した拠点形成を図ります。河辺、雄和の各地域は、生活拠点に位置付けますが、現況で生活サービスを他地域に依存しているため、拠点形成においては現状の機能の維持を基本にしつつ、南部地域や南部地域を經由した中央地域との連携により不足機能を補完します。</u></p> <p><u>また、各地域の拠点と居住との関係を明確にするため、居住を対象としたゾーンを設定することとし、各地域の拠点や拠点連携軸の周辺は、都市機能や公共交通を確実に維持・増進させていくため「居住促進エリア」を配置します。居住促進エリアの外側には、地域特性に応じた居住が選択できるように「良質な住環境の維持・形成エリア」、さらに外側には、営農や自然環境の中での居住を念頭に「田園共生エリア」を設定します。</u></p>	<p>将来都市構造は、各地域の拠点やその周辺等の位置特性を踏まえ、土地利用方針や拠点間の連携方針など、本市が目指す都市の特徴や骨格を概念的に示すものです。</p> <p>本計画においては、将来都市構造の基本的な考え方を踏まえ、本市7地域が連携した将来都市構造を目指します。</p> <p>各地域の拠点のうち、高次都市機能が集積している中央地域は、高次・広域拠点を位置付け、高次都市機能や居住機能の維持・増進を図るとともに、各地域からの利用に資する拠点連携軸を配置します。</p> <p>東部・西部・南部・北部の各地域は、生活拠点を位置付け、現在の生活サービス機能や居住機能の維持・増進を図り、それぞれが自立した拠点の形成を目指します。</p> <p>一方、現況で生活サービスを他地域に依存している河辺・雄和の各地域は、生活拠点を位置付け居住機能の増進を図りますが、生活サービスについては現在の機能維持を基本とし、南部地域や、南部地域を經由した中央地域との連携により不足機能を補完します。</p> <p>また、各地域の拠点や拠点連携軸の周辺に、居住促進エリアを配置します。</p> <p>各拠点や居住促進エリア等において、目指すべき将来の具体的な土地利用方針や暮らしのイメージは、次のとおりです。</p>
<p>48 頁 5. 1. 2 2 段落目</p>	<p><u>なお、対策を講じる地域は居住誘導区域の対象に含めます。</u></p>	<p>なお、津波や洪水の想定において災害の危険性が高いエリアについては、ハード・ソフト両面から対策を講じていくことから、居住誘導区域に含めます。</p>

該当箇所	計画案（修正後）	計画素案（修正前）
64 頁 6.2.4 2 段落目	<p><u>なお、本計画では「誘導施設」以外に、今後の各行政分野の施策展開等によって変化がもたらされる可能性がある施設を「動向把握施設」とし、施設の立地状況等を把握しながら、必要に応じて「誘導施設」への位置付けを検討します。</u></p>	<p>なお、都市機能誘導施設には位置付けない「動向把握施設」を設定し、今後の施設の立地状況等に応じ、都市機能誘導施設への位置付けを検討します。</p>
64 頁 6.2.4 1 段落目	<p>各地域の・・・設定します。<u>（誘導施設は下表で○印の表記がある施設で、該当する施設については都市機能誘導区域外で建築や開発する際に、市に届出が必要になります。）</u></p>	<p>（記載無し）</p>
65 頁 7 章 2～3 段落目	<p><u>誘導施策は、「都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・誘導するための施策」、「居住誘導区域内に居住を誘導するための施策」とし、それぞれ誘導区域を対象とした施策（実施する施策等・今後検討する施策等）と、機能の維持・増進に資するその他の施策に大別して位置付けます。</u></p> <p><u>また、前記の誘導施策以外に「居住誘導区域外に係る施策」と「公共交通に係る施策」を位置付けます。</u></p>	<p>誘導施策は、「都市機能・居住の各誘導区域内を対象とした施策」および「都市機能および居住機能の維持・増進に資するその他の施策」の2タイプに大別します。</p>
66 頁 7.1 (1) 施策4	<p>(削除)</p>	<p>➤都市計画道路事業（千秋久保田町線）</p>
66 頁 7.1 (1) 施策8	<p>➤<u>商店街空き店舗対策事業</u></p>	<p>➤（仮称）商店街空き店舗対策事業</p>
70 頁 7.2 (1) 施策1	<p>(削除)</p>	<p>➤都市計画道路事業（千秋久保田町線）</p>

該当箇所	計画案（修正後）	計画素案（修正前）
70 頁 7.2 (1) 施策 3	<p>【概要】 子育て世代から高齢者まで、中心市街地活性化基本計画区域および居住誘導区域への住替えを促進するため、空き家の利活用を支援する。</p> <p>【事業名】 ➤<u>空き家定住推進事業</u></p>	<p>【概要】 子育て世代から高齢者まで、中心市街地活性化基本計画区域内への住替えを促進するため、空き家の利活用を支援する。</p> <p>【事業名】 ➤まちなか居住推進事業（空き家定住促進事業）</p>
70 頁 7.2 (1)	<p>(削除)</p> <p>※実施する施策等の 3 に統合したため削除</p>	<p>【概要】 市内居住者の居住誘導区域内への住替えを促進するため、空き家の利活用を支援する。</p> <p>【事業名】 ➤空き家定住推進事業の拡充</p>
79 頁 8.1.2 (3) 表 8-6	<p>効果のうち、「地価」と「変動率」を表の中で区分</p>	<p>効果のうち、「地価」と「変動率」を並列で記載</p>
79 頁 8.1.2 (3) 表 8-6 注	<p>※<u>変動率は、平均地価の変化を評価するための二次的な指標として使用</u></p>	<p>(記載無し)</p>